

議案第65号 説明資料

幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町簡易水道事業給水条例 (平成10年 3 月13日 条例第17号) 第 1 条～第27条 略 (給水装置の基準違反に対する措置) 第28条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第 5 条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 略 第29条～第37条 略	○幕別町簡易水道事業給水条例 (平成10年 3 月13日 条例第17号) 第 1 条～第27条 略 (給水装置の基準違反に対する措置) 第28条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第 6 条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 略 第29条～第37条 略